



発行所 福井県大野村 和泉 下穴馬 912-02 中電 912-03

(昭和46年2月1日現在)

Table with population statistics for the village of Iizumi, including birth/death rates and household counts.

村の面積 332.26平方km

今月の目標 一、外出は、なだれ、落石等に注意しましょう 二、春は火災の多い季節、火の始末には充分注意しましょう 三、子供の川辺での遊びはやめさせましょう

緊急連絡法 一、火災現場を発見し電話連絡する場合は「火災」役場と申し込んで下さい。 二、連絡者は、火災現場と連絡者名をばつきり言つて下さい。

観光開発の長期計画

魅力と希望に満ちた施策

農林業の振興を始め、地下資源の開発と共に和泉村の三大施策である観光開発は、国道一五七号線の改修、舗装に平行し、北陸、中京方面を結び、四季を通じた憩いの奥越として、その計画が着々と進められて来た。標高五〇〇米の山肌には湛えられた九頭竜ダムを始め、これと相映する雄大な自然景観は、現代人の審美感覚と全く一致し、来訪者は皆、その優美と豪壮さに、みいされて、口々に賞賛の言葉として吐かれ、これが案外宣伝効果を発揮し、又、知名人、マスコミ関係の高い評価は一層、訪れる人を増してゆくことになった。(一昨年二十二万人、昨年は三十三万人)

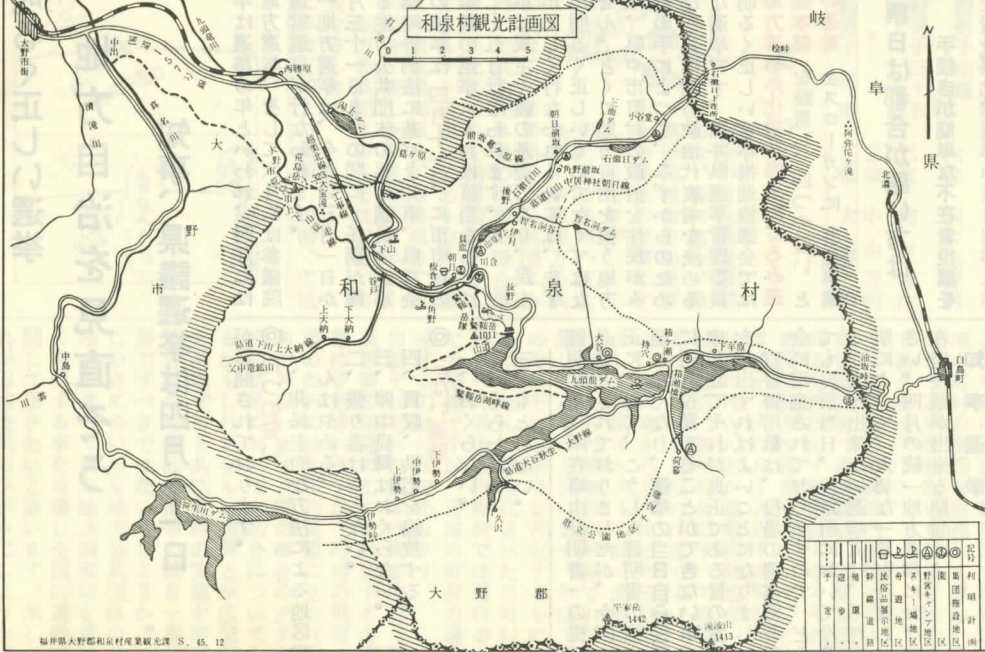
- (1)幹線道路 国道一五七号線は四十六年中には大野―白鳥間が二車線で完全舗装となる。 (2)循環道路 県道(大谷―秋生―大野線)及び白山中居神社朝日線は何れも国道に接続し、観光循環線として有望であり、その改良、舗装を県当局に要請中 (3)遊歩道路 ①下山―大野―荒島縦走線 ②前坂―葛ヶ原線(工事中) ③鷲鞍岳登山道(朝日―鷲ダム―鷲鞍頂上―長野)

舟遊地区(水難防止等、正規態勢の整ったものに限る) 九頭竜ダム 道路計画 (1)幹線道路 国道一五七号線は四十六年中には大野―白鳥間が二車線で完全舗装となる。 (2)循環道路 県道(大谷―秋生―大野線)及び白山中居神社朝日線は何れも国道に接続し、観光循環線として有望であり、その改良、舗装を県当局に要請中 (3)遊歩道路 ①下山―大野―荒島縦走線 ②前坂―葛ヶ原線(工事中) ③鷲鞍岳登山道(朝日―鷲ダム―鷲鞍頂上―長野)

行政区画を超越して 観光開発の推進を

観光に国境なしとか、けだし名言と思ふ。そこで環境を同じくする地域集団が共通する目的で観光開発の集中力を発揮して行くため、県境を越え、白鳥町、高鷲村、庄川村、白川村、和泉村の一町四ヶ村で昨年春、奥濃飛越観光協議会が発足し、次のような事業が計画されている。五町村にまたがる国

道一五六、一五七号線の観光案内シリアルズの発行、あるいは白川村まで来ている国鉄周遊地指定を九頭竜ダムまで拡張する運動、又、和泉村にスキー場が開発されるのを待つて、残る四ヶ町村の既設スキー場とタイアップして共同宣伝を行う。 一方、同一県下であり隣接地域でもある大野市と和泉村が共通した問題等の実現促進を目的として発足した大野市、和泉村観光開発協議会では、およそ次のような事業が計画されている。 一、荒島登山道の早期実現(四五年年度完成) 二、名古屋―大野間の国道一五六、一五七号線を走る国鉄バス路線の開通促進運動 三、県道、大谷―秋生―大野線の改良 四、大野市、九頭竜ダムを目的に含めるエックによる観光ルートにの鉄道およびバス運行の継続(四四、四五年実施済)



選挙人名簿の縦覧は 三月十七日から 三月二十一日まで

福井県大野郡和泉村観光開発課 S. 45. 12

役場の窓

申告は早目に
住民税、所得税、事業税

三月十五日は、村民税の申告並びに所得税、贈与税の申告と納税の最終日ですが、例年十日から十五日までは非常に混雑しますので一人一人の納税相談に際する時間が制約されるから、なるべく十日前に申告に来られるよう、税務署への希望がありました。直接税務署へ申告される際は早めに行つて下さい。役場としては左記日程で納税相談会を開き申告を受けることにします。所得税の申告受付も代行します。申告の際必要で主な事項は

- 一、昨年一ケ年間の業種別収入金額及び収入を得るための必要経費の明細(生活費を含みません。)
- 二、農業所得の場合は田畑別の耕作反別の明細
- 三、給与支払報告書(支払者から交付されている筈)

昭和46年度村民税申告相談日程

日	時	間	場	所	備	考
3月3日	9時	～12時	角野道	場		
3月3日	13時	～16時	板倉道	場		
3月4日	9時	～16時	和泉村	役		
3月5日	9時	～12時	和泉村	役		
3月5日	13時	～16時	和泉村	役		
3月6日	9時	～12時	大納	場	上大納、下大納	
3月8日	9時	～13時	大納	場	大原、新町	
3月9日	9時	～12時	朝日	場	朝日、前坂、角野、前坂	
3月9日	13時	～16時	後野	場	後野、伊月	
3月10日	9時	～12時	後川	場		
3月10日	13時	～16時	貝	場		

四、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、勤労学生控除を受ける人はその内容を証明する書類を添付する必要があります。

五、扶養控除を受けようとする人の氏名、続柄、所得金額

尚、贈与税は一年間に他から受けた財産が四十万円を超える人は申告しなければなりません。毎年続けて財産をもつている人は四十万円以下でも申告しなければなりません。

国民健康保険

被保険者証の更新せまる

昭和四十六年四月一日から国民健康保険の被保険者証が新しくかわります。現在使用中の被保険者証は昭和四十六年三月三十一日現在で使用できないため三月二十五日以降に引換えたいしますが、被保険者証引換の際医療機関にかかると、被保険者証引換が必要なのは、和泉村役場又は中竜支所まで申し出て下さい。

- ① 国民健康保険に加入していて他の保険にも加入している人
- ② 転入者や出生者の資格取得の資格者が被保険者証に記入されていない場合

引揚者特別交付金の請求は三月三十一日迄

請求は三月三十一日迄

引揚者特別交付金の請求は、三月三十一日までとなっております。受給資格があり、まだ請求されていない方は、早急に請求の手続きをして下さい。

一、受給資格

(1)原則として外地に終戦日(昭和二十年八月十五日)まで引続いて一年以上生活の本拠をもつていて終戦日以後本邦に引揚げた人。

(2)特別として次の人も対象になります

①特定の地域から終戦日前に引き揚げた人。

②満洲開拓民と満洲、朝鮮等に移駐させられた軍需工場の従業員家族で在外期間が一年未満の人。

(3)引揚者及び引揚前死亡者の遺族。

(4)遺族及び遺族の相続人。

尚、遺族は死亡者当時における配偶者、子、父、母に限られ、この順序で請求できます。



- 二、支給額
- (1)原則として終戦時の年齢により、引揚者の方は貳万円から拾六万円、遺族の方は壹万四千円から拾壹万貳千円を国債で支給されます。在外年数によっては加算があります。
- 三、請求手続き
- (1)請求書類を提出する必要がありますが、詳しくは役場住民課でお尋ねください。

明るく正しい選挙
地方自治を見直そう
知事、県議選挙は四月十一日

今年には選挙の年といわれ、四月には統一地方選挙、そして六月には参議院議員通常選挙が行なわれます。

統一地方選挙は、今年の三月一日から五月三十一日までの間に、任期が満了する地方公共団体の長や議員の選挙を、臨時特例法に基づき知事、県議の議員の選挙は四月十一日に市町村の長や議員の選挙(本村は該当なし)は四月二十五日行なわれます。

選挙は民主主義の基礎であり、民主政治が正しく行なわれる為には、先ず選挙が明るく正しいものでなくてはなりません。とくに地方自治を担う地方選挙は、県や市町村の政治を住民がみずからの手によつて、みずからのために行なう為の地方政治代表者を決める大切な選挙です。福井県選挙管理委員会と明るく正しい選挙推進協議会では統一地方選挙浄化福井県民総ぐるみ運動推進本部を設置し、四つの誓いと三つの運動をスローガンに、啓発事業

- ④四つの誓い
- 一、非民主的な方法による地区推せんはやめる。
- 二、張り番はやらない。
- 三、陣中見舞はおくらない。
- 四、買収、供応を追求する。
- ⑤三つの運動
- 一、おくらない。
- 二、もらわない。
- 三、もどめない。

不在者投票は、選挙の当日選挙人が投票所におもむいて投票することができない場合に、投票日の前にかかじめ投票することが出来る制度であり、その手続きが、今度の選挙から簡単になりました。

従来まで不在者投票を行なう場合はその選挙人が所属する官公署、会社あるいは事業所などの長又はその代理人が

証明する「不在事由証明書」の提出が必要とされておりましたが、今回の改正によつて、こうした証明書の提出を要しなくなり、選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない事由を申し立てそれが真正である旨の宣誓書を提出すればよいことになりました。

宣誓書用紙は、役場の選挙管理委員会に用意されており、投票所においても投票することが出来ない選挙人は、不在者投票によつて、大切な一票を行使して下さい。四月の統一地方選挙における不在者投票が出来る期間は、

- 知事選挙
- 三月十七日から四月十日まで
- 県議会議員選挙
- 三月三十日から四月十日まで
- 毎日午前八時三十分から午後五時まで、日曜、祭日を問わず行なうことが出来ます。詳細につきましては、役場の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい

社会教育コーナー

家庭教育

家庭学習と親の役割(その3)

二月号に続いて、六つの大事なポイントのうち、残り四つのポイントについて紙面の許す範囲で解説します。

オ三のポイント

「調べるおもしろさ」を、身につけさせるコツ——一、二年の子どもには図鑑や参考書、お話の本や雑誌が整って、開いて見る楽しさ、調べる楽しさを体験させる必要がある。三、四年頃からは、辞書を引いたり、参考書で調べたり、実際に昆虫や植物を採集して標本をつくることを身につけさせるコツです。

調べる環境づくりは親の役割

「百科事典」は是非そろえたいもので、色マークで、美しいカラーの資料写真や絵と文字が、一目でわかるように工夫されているから、親を含めて「調べる面白さ」を、体験できるからです。子どもへの確かな投資ですし、「勉強ずき」にさせる確かな手がかりだからです。

利用のさせ方のコツ

目や単語の横に赤線を引く習慣をつけさせる。解決できた喜びを親に伝える子ども、聞いて喜ぶ親、これが条件です。

オ四のポイント

「ああ偉いわね」という対話で終わるからです。学習の内容や方法について親

は聞く経験を持つていないからです。結果より、勉強のしかたを認めるという親の立場が大切です。結果だけを認めて簡単に「よくできたネ」とか「あら、早く終わつたじゃないの」といつたはめことは無益、それよりも「きょうは、早く宿題が終わつたのネ。どうやって調べたの。」とか「見せてほしいワ。」「どんなにして調べたのか、おかあさんに教えて」といつたコトバが大切、子どもは、勉強のやり方を親が認めてくれるのだと、確かな目あてをつかみ、親は小学四年頃までに、この役割を果たすコト

オ五のポイント

「いい学校にはいれなくても……知りませんヨ」といつたオドカシのことは逆効果で、勉強がいになります。年なら「子ども部屋の中から」ほめる材料を考えます。三、四年では「計画のある生活」ができていないかという点を、ほめどころにしましょう。高学年になると、親のおせりから、おどかし

オ六のポイント

「いい学校にはいれなくても……知りませんヨ」といつたオドカシのことは逆効果で、勉強がいになります。年なら「子ども部屋の中から」ほめる材料を考えます。三、四年では「計画のある生活」ができていないかという点を、ほめどころにしましょう。高学年になると、親のおせりから、おどかし

オ七のポイント

「いい学校にはいれなくても……知りませんヨ」といつたオドカシのことは逆効果で、勉強がいになります。年なら「子ども部屋の中から」ほめる材料を考えます。三、四年では「計画のある生活」ができていないかという点を、ほめどころにしましょう。高学年になると、親のおせりから、おどかし

オ八のポイント

「いい学校にはいれなくても……知りませんヨ」といつたオドカシのことは逆効果で、勉強がいになります。年なら「子ども部屋の中から」ほめる材料を考えます。三、四年では「計画のある生活」ができていないかという点を、ほめどころにしましょう。高学年になると、親のおせりから、おどかし

最後のポイント

指図をしないで見守るコト——自分から進んで計画を立てて学習する態度が身につく姿を見守るのが親の立場です。さしずばかりしては、受け身になってしまいます。

子ども「学習部屋なり学習場所」

を大事に見守つてやりましょう。親が認める手がかりを持ちましょう

社会体育だより

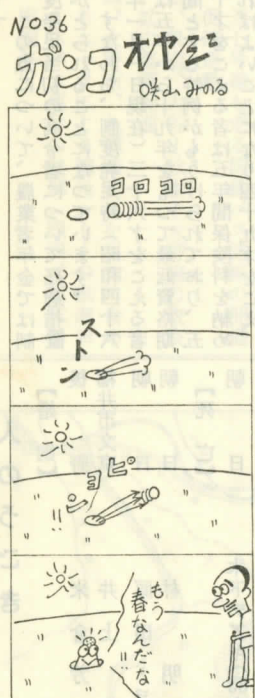
第十三回奥越スキー選手権大会が二月七日角野スキー場において、又、第二十三回奥越民体育大会冬季大会スキー競技会が大野市森山スキー場において、それぞれ開催された。各種目別の成績は次の通りである。

優勝杯授与者(総合一位のみ)	和泉村長杯	成年男子	丸山 義治
優待杯	杯	壮年男子	谷 義明
体育協会会長杯	杯	中学以下	末永 勝士
教育委員長杯	杯	一般女子	井南 幸子
日本亜鉛鉱業	杯	中学以下	山内 広人
KK長杯	杯	回転	中山 芳明
福井新聞	杯	一般男子	距離
社長杯	杯	距離	中山 芳明

やよい(三月)

郡市対抗	男子総合三位	大野郡
女子総合三位	大野郡	
一般男子	四位	丸山 義治
一般女子	一位	井南 幸子
一般男子大回転	五位	洞口 一夫
一般女子大回転	二位	山出 悦子
壮年四十五才以上大回転	四位	田中サチヨ
一般男子距離	五位	谷 義明
一般男子八難	六位	洞口 佐智男
一般男子三十五才以上	二位	河口 孝次
一般男子継走	三位	中山 芳明
一般男子	三位	大野 郡

弥生の月は農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の決算とか総会の準備に忙しい月です。地方自治法第一五七条に「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共区域内の公共的団体の活動の総合調整をはかるためこれを指揮監督することができる」と規定してあり公共的団体とは農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会の産業団体がふくまれ、地方公共団体の長とは知事、市町村長をさします。さて二年ほど前より過疎、過密、広域



選挙人名簿の縦覧は 三月十七日から 三月二十一日まで

行政圏、日常社会生活圏とかが唱えられ立法措置も講ぜられていますが残念ながら私達の村はあまり恩恵に浴することができない現状であります。全国三三〇七市町村の中で同じような辺地の農山漁村があるものと思われませんが勿論広域行政、過疎、過密の問題は重要であり結構であります。と国や県は上級行政機関である以上辺地の町村の実態を直視して欲しいものです。適用されない立法措置は空念仏であります。そこで辺地の町村の内部構造の中で農業協同組合、森林組合、漁業協同組合商工会のはたす役割は大きくそれぞれ関係法令で運営されているのでありますが、人口八千人以下の町村では、住民のほとんどが農業協同組合、漁業協同組合、森林組合のすべての組合員となつて一人三役的存在です。こうした事から見てもこの三団体を統合して産業センターの如く名称の型をとつたならば繁雑性が解消され発展を期しうるものと思ひます。勿論三団体のそれぞれを法令を否定するものではありません。都市化された市町村とか人口一万以上の市町村では現行のままでも結構ですが、辺地の町村の場合迷惑するのは住民であります。勿論それぞれの団体は資産内容、組合員数等の相違によつて統合するのは困難は予想されますが、町村の飛躍的發展のためには大局の見地に立つべきであると思ひます。国の事務のタテ割方式の結果においても統合についてしるるかも知れませんが過疎とか広域行政を高唱すると共に町村の実態を直視して各種の公共的団体の統一本化に努力すべきではないでしょうか。この点についても地方公共団体の長は法令に基づく長の総合調整権を遺憾なく發揮する事を希望し全国的運動に展開して頂きたいと思ひます。果してこれが辺地住民のひがみでしようか。

農業者年金制度が発足

!!年金に加入!! 豊かな老後を

長い間、全国の農家のみなさんから熱望されてきました「農業者年金基金法」がこのまゝの国会で成立しました。農業者年金は、農業者の老後生活の安定と、後継者移譲による優秀な農業経営者の確保、経営の若返り、経営規模の拡大という、社会保障と農業近代化の両面をねらいとしてつくられたもので、国民年金にうわのせして仕込まれています。

◎どういう人が加入するか

(1)当然加入 経営面積が五十アール(北海道は原則として二ヘクタール)以上の農家の経営主で、国民年金に加入している人は、この年金に加入することになります。しかし、将来農業を続ける見込みのない地域の人や体が悪い等で農業を続けられない人は基金に申し出て加入を免除してもらえます。

(2)任意加入 次の人たちは任意加入ができます。

① 経営面積が当然加入の規模(五十アール)以下であつても三十アール(北海道は原則として一ヘクタール)以上あつて、温室やビニールハウスをやつたり、またその経営に投下する労働力が年間七百時間以上であるような農業経営の経営主。

② 農業生産法人の常時従事者である構成員で一定の要件……法人の経営面積をその構成員の数で割つた面積と個人の経営面積の合計が、当然加入者と同じ規模になること……に適合する者。

③ 五十アール(北海道は原則として二ヘクタール)以上の農家の後継者で一定の要件……引き続き三年以上

農業に従事してきたこと……をみたす者。

(3)以上の経営面積を考慮する場合の農地は、自分の経営に供しているものであれば、自分に所有権があるものでも、使用収益権があるものでもどちらでもかまいません。

(4)なお加入者は、昭和四十六年一月一日現在で五十五才をこえない人に限られます。(五十五才をこえる人は加入できません。)

◎年金はいくらもらえるか!!

農業者老令年金は、六十五才から終身一本立てて、二〇〇円に保険料納付済月数乗じて額となります。(例二〇〇円×二四〇月(二十年)＝四万八千円(年額)……月額にして四千円)

その人が六十五才になると、国民年金の定額給付九千六百円と同所得比例給付三千六百円それに農業者老令年金四千円の合計月額一万七千二百円が支給されることとなります。

これまでみてきたように、この年金は保険料の掛け捨てにならないように自分の納めた保険料と利息分が返ってくる仕組みがとられております。これらの年金額は、将来、国民の生活水準等に合せて改定されることになっております。

◎いつから年金がららえるか!!

六十才になるまで二十五年以上保険金を納めてきた者に二十五年から年金が支給されます。がここでちよつと気がかかることがあります。それはこの年金が二十年の最低資格期間とすると、現状は二月末現在で六七七名で人口の二七パーセントであり、県下でも非常

です。

この点について、農業者年金では制度発足当初の高令者について経過措置がとられることになっております。すなわち、制度発足時(昭和四十六年一月一日現在)三十六才をこえる者は五年から十九年をもつて最低資格期間とする特例がもうけられており、五十才をこえる者は五年間保険料を納めればよいことになり四十九才をこえ、五十才をこえない者は六年というようになつております。

しかも年金額は、五年間の拠出で普通の年金の十年拠出分、十年拠出で十年拠出分の給付が受けられる有利な仕くみになつております。

◎保険料はいくらか!!
最後に加入者が納める保険料はいくらかということですが、結論からいいますと加入者の当初保険料は月額七百五十円ということになっております。その他詳しいことは、役場産業観光課までお問い合わせ下さい。

交通災害共済

加入の切りかえは三月一日から

昭和四十五年度の交通災害共済の共済期間の満了日(三月三十一日)が近くなり、昭和四十六年度の加入の切替え時期となりました。

交通事故は年々増加の一途をたどつており、昨年福井県下における四十五名中の交通事故死者は史上最高の一五五名を多きを見ております。又、昨年全国で三十一分に一人づつの尊い生命がうしなわれております。注意一秒、けが一生……どんなにしても、さげられない事故がふえています。本村の加入状況は二月末現在で六七七名で人口の二七パーセントであり、県下でも非常

人のうごき

朝	朝	朝	後
日	日	日	野
朝	朝	朝	福
日	日	日	井
朝	朝	朝	米
日	日	日	倉
朝	朝	朝	井
日	日	日	上
朝	朝	朝	芳
日	日	日	子
朝	朝	朝	有
日	日	日	正
朝	朝	朝	明
日	日	日	正
朝	朝	朝	木
日	日	日	下
朝	朝	朝	チ
日	日	日	ア
朝	朝	朝	キ
日	日	日	(63才)



に低い加入率です。皮肉なもので交通事故で死亡したり、大きなケガをされた人は入っていません。災害は保険に入っていない人ばかりねらつています。いますぐ、あなたも家族も隣の人もみんなそろつて加入して下さい。

◎加入できる人
村内に住み住民基本台帳に登録されている人なら誰でも加入できます。

◎掛金
一人年四五〇円(四月一日)以降の途中であつても四五〇円です。

◎共済期間
四月一日から翌年三月三十一日まで
の一年間(四月一日以降の加入者は加入受付日の翌日から三月三十一日まで)

◎加入申込の手続
区長(班長)より配布される申込書に掛金(一人四五〇円)を添えて各区分長(班長)又は役場住民課まで申込んで下さい。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金の保険料は納期限までに、必ず納めなければなりません。四十五年度分も四月末日をすぎますと役場では取り扱いができなくなり、万一の事故や、けが等で死亡したり障害者になつても年金がもらえなくなります。本年四月からは、国民年金加入者が六十五才になる人から順次、老令年金が支給されますが一ヶ月の保険料を納め忘れた場合年額六万円もらえる金額が三八、〇八〇円に減額され大変損になります。

このようなことになつては大変ですから納め忘れの保険料は必ず納めて下さい。

◎よかつたと言う日がきつと来る年金
◎受ける日の笑顔でかけよう国民年金

あとがき

三月を迎えて、ようやく冬の寒さから解放されるや、こんどは受験、進学など子供を中心とする事が多く、心労の多い月でもある。

広報編集委員も三月号より異動があつたのでお知らせ致します。

委員長 桜川正浪 朝 日(再)
委員 中内智利 朝 日(再)
" 長岡昇一 上 大納(再)
" 吉岡和男 川 合(再)
" 山本一郎 上 大納(再)
" 朝 日(新)

編集子一同は「いずみ」の内容を、更に充実し村内の行政、文化経済の重要な動きを御家庭にとどけ、皆様方には茶の間で村の動きを把握して頂けるよう一層の努力を続けたいと思ひます。従前に倍して御協力をお願いします。